

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年1月14日まで縦覧に供する。

平成25年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあつた年月日

平成25年11月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人街活

小林 保憲

三豊市詫間町詫間5720番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、未利用不動産所有者に対して、利用方法の提案等を行い、利用促進・定住人口の増加・景観の保全等を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。